

【事例2】暦年課税（一般税率及び特例税率）を適用する場合

私(甲野修)は、母(甲野花子)から現金300万円、兄(甲野武)から上場株式500株の贈与を受けました。母は直系尊属ですが、兄は直系尊属ではありません。私は令和5年1月1日において18歳以上ですので、「一般税率」及び「特例税率」(注)を適用して暦年課税により申告します。なお、私は、母からの贈与について、初めて「特例税率」の適用を受けます。
(注)「一般税率」及び「特例税率」については、33ページを参照してください。

神奈川県 税務署長 令和05年分贈与税の申告書(兼贈与税の額の計算明細書) 修正 F D 4 7 5 1

提出用 税務署 受付印 明治1 大正2 昭和3 平成4 令和5

住所 神奈川県横浜市港北区〇〇△丁目×番×号 電話 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

フリガナ コウノ オサム

氏名 甲野 修

個人番号 〇〇〇〇〇〇××××××××××××××××

生年月日 3 4 6 . 0 5 . 2 4 職業 自営業

住所 目黒区〇〇△丁目×番×号 取得した財産の明細

現金、預貯金等 現金、預貯金等 現金 令和05年09月25日 3000000

住所 目黒区〇〇△丁目×番×号 取得した財産の明細

過去に贈与税の申告状況 平成 年分 申告 過去に、特例税率の適用を受けるために左記の贈与者との縁組を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します。

住所 世田谷区〇〇△丁目×番×号 取得した財産の明細

有価証券 上場株式等 〇〇株式会社 令和05年04月10日 1500000

住所 千代田区〇〇町×丁目×番×号 取得した財産の明細

千代田区〇〇町×丁目×番×号 500株 3,000

住所 取得した財産の明細

令和 年 月 日

特例贈与財産の価額の合計額(課税価格) ① 3000000

一般贈与財産の価額の合計額(課税価格) ② 1500000

配偶者控除額(注) ③ 0

暦年課税分の課税価格の合計額(①+②-③) ④ 4500000

基礎控除額 ⑤ 1100000

⑤の控除後の課税価格(④-⑤) ⑥ 3400000

⑥に対する税額 ⑦ 416666

外国税額の控除額 ⑧ 0

医療法人持分税額控除額 ⑨ 0

差引税額(⑦-⑧-⑨) ⑩ 416666

相続時精算課税分の課税価格の合計額(特定贈与者との第一表の④の金額の合計額) ⑪ 0

相続時精算課税分の差引税額の合計額(特定贈与者との第二表の⑩の金額の合計額) ⑫ 0

課税価格の合計額(①+②+⑪) ⑬ 4500000

差引税額の合計額(納付すべき税額)(⑩+⑫) ⑭ 416666

農地等納税額 ⑮ 0

林等納税額 ⑯ 0

特例株式等納税額 ⑰ 0

医療法人持分納税額 ⑱ 0

事業用資産納税額 ⑲ 0

申告期限までに納付すべき税額(⑭-⑮-⑯-⑰-⑱) ⑳ 416666

差引税額の合計額(納付すべき税額) ㉑ 0

納付すべき税額の合計額 ㉒ 0

申告期限までに納付すべき税額 ㉓ 0

差引税額の合計額(納付すべき税額)の増加額(⑬-㉒) ㉔ 0

申告期限までに納付すべき税額の増加額(㉑-㉓) ㉕ 0

作成税理士の事務所所在地、署名・電話番号 税務士 30条 33条の2 通信日付印 確認

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

転記します。

「特例贈与財産」及び「一般贈与財産」(いずれも33ページ参照)の両方を贈与により取得し、「特例税率」及び「一般税率」を適用して贈与税額を計算する場合には、「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細(特例贈与財産と一般贈与財産の両方を取得した場合用)」により贈与税額を計算します。なお、「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細(特例贈与財産と一般贈与財産の両方を取得した場合用)」については、国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】からダウンロードすることができます。

【掲載場所】 ホーム>税の情報・手続・用紙>申告手続・用紙>申告・申請・届出等、用紙(手続の案内・様式)>確定申告等情報>贈与税>令和5年分贈与税の申告書等の様式一覧>3_贈与税(暦年課税)の税額の計算明細(特例贈与財産と一般贈与財産の両方を取得した場合用)

また、この「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」は、税務署に提出する必要はありません。

贈与税(暦年課税)の税額の計算明細

(注)この計算明細は、贈与税(暦年課税)の税額を算出するために使用するものですので、税務署に提出する必要はありません。

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」では、贈与税の申告書が作成できます。画面の案内に沿って金額等を入力すれば、贈与税額などが自動で計算されますので、ご利用ください。

● 特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合)

「特例税率」及び「一般税率」の両方を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額(申告書第一表の①の金額)	A	3,000,000円
一般贈与財産の価額の合計額(申告書第一表の②の金額)	B	1,500,000円
配偶者控除額(申告書第一表の③の金額)	C	0円
暦年課税分の課税価格の合計額【(A+B)-C】(申告書第一表の④の金額)	D	4,500,000円
基礎控除額	E	1,100,000円
④の控除後の課税価格【(D-E)】(申告書第一表の⑤の金額)	F	3,400,000円
④の金額に「特例税率」を適用した税額 ※ 下記の【速算表(特例贈与財産用)】を使用して計算します。	G	410,000円
特例贈与財産に対応する税額【(G×A)/D】	H	273,333円
④の金額に「一般税率」を適用した税額 ※ 下記の【速算表(一般贈与財産用)】を使用して計算します。	I	430,000円
一般贈与財産に対応する税額【(I×(D-E))/D】	J	143,333円
税額(④+⑤)(申告書第一表の⑦欄に転記します。)	K	416,666円

(例) 特例贈与財産 5,000,000円及び一般贈与財産 10,000,000円を取得した場合

特例贈与財産の価額(A)と一般贈与財産の価額(B)の合計額(D)から基礎控除額(E)を控除した課税価格(F)に【速算表(特例贈与財産用)】及び【速算表(一般贈与財産用)】を使用して計算した税額(G・I)について、それぞれ(1)及び(2)のとおり按分計算し、その合計額(K)を計算します。

- 特例贈与財産に対応する税額(G及びH欄の計算)

$$F \times 40\% = 3,400,000 \times 40\% = 1,360,000$$

$$G = 1,360,000 \times \frac{5,000,000}{15,000,000} = 453,333$$
- 一般贈与財産に対応する税額(I及びJ欄の計算)

$$F \times 45\% = 3,400,000 \times 45\% = 1,530,000$$

$$I = 1,530,000 \times \frac{10,000,000}{15,000,000} = 1,020,000$$
- 贈与税額の計算(K欄の計算)

$$G + I = 453,333 + 1,020,000 = 1,473,333$$

【速算表(特例贈与財産用)】

贈与により財産を取得した人(贈与を受けた年の1月1日において18歳以上の人)に限り、直系尊属(父母や祖父など)から贈与により取得した財産(「特例贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	45,000千円以下	45,000千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(特例税率)	-	100千円	300千円	900千円	1,900千円	2,650千円	4,150千円	6,400千円

【速算表(一般贈与財産用)】

「特例税率」の適用がない贈与により取得した財産(「一般贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「一般税率」を適用して計算します。

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	3,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	30,000千円超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(一般税率)	-	100千円	250千円	650千円	1,250千円	1,750千円	2,500千円	4,000千円

特例贈与財産の価額(A)3,000,000円と一般贈与財産の価額(B)1,500,000円の合計額(D)4,500,000円から基礎控除額(E)1,100,000円を控除した課税価格(F)3,400,000円に【速算表(特例贈与財産用)】及び【速算表(一般贈与財産用)】の「基礎控除後の課税価格」の区分に応じた税率及び控除額を使用して計算した税額(G)410,000円・(I)430,000円について、それぞれの財産の価額に対応する税額(H)273,333円・(J)143,333円を計算し、その合計額(K)416,666円を計算します。